

船舶インシデント調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和7年8月13日 13時00分頃
発生場所	千葉県南房総市富浦漁港北方沖 富浦港西防波堤灯台から真方位005° 1,000m付近 （概位 北緯35° 02.9′ 東経139° 49.4′）
インシデントの概要	プレジャーヨット ^{ケイエム} KM-9は、錨泊中、主機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年8月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット KM-9、7.9トン 235-45288千葉、若葉マリン有限会社 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力26.70kW、回転 数毎分2,907、3気筒、ボア84mm、使用燃料軽油、機関製造 年月日不詳、平成16年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、クルージングの目的で千葉県鋸南町の係留場所を出航した。</p> <p>本船は、出航時、支障なく機関を始動することができた。</p> <p>船長は、富浦漁港北方沖において機関を停止して錨泊した後、帰航することとして主機を始動しようとしたものの始動できなかった。</p> <p>船長は、運航できないと判断して118番通報し、来援した海上保安庁のゴムボートに知人と共に移乗して富浦漁港に搬送された。</p> <p>本船は、翌日、漁業協同組合所属の漁船にえい航されて富浦漁港に着いた。</p> <p>本船は、本インシデント後、整備業者の点検によって、主機のセルモーターと電源をつなぐ配線の接続部（以下「本件接続部」という。）が振動によって緩んで通電状態が悪くなり、セルモーターが作動できなくなったことが判明した。</p> <p>整備業者は、本件接続部を見ただけでは緩んでいるか分からず、本件接続部を抜き差しするなど詳細な点検をしないと緩んでいることを確認することができないと整備後に船長に助言した。</p> <p>本船は、本件接続部の整備が行われた後、セルモーターが作動し</p>

	<p>た。</p> <p>船長は、本インシデント時、本件接続部を確認しておらず、点検時には本件接続部は、見た目では接続されているかどうか分からなかった。</p>
分析	<p>本船は、本件接続部の接続が不十分な状態で錨泊中、本件接続部が接続不良となって通電状態が悪くなったことから、セルモーターが運転できず、主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、振動によって本件接続部が緩んだものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が本件接続部の接続が不十分な状態で錨泊中、本件接続部が振動によって緩んで接続不良となって通電状態が悪くなったため、セルモーターが運転できず、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、自身で行うことが難しい箇所の点検については整備業者に依頼するなどして詳細な点検を行うこと。